

小規模事業者持続化補助金

経営計画に基づいて実施する販路開拓等の取り組みに対し
50万円を上限に補助金(補助率:2/3)が出ます

- ①市区町村による創業支援等事業の支援を受けた事業者、②買い物弱者対策事業を行う事業者は、100万円が上限になります。
- 複数の事業者が共同して申請することもできます。複数の事業者が連携する場合には、上限は100万円～500万円です。*連携小規模事業者数によります。

対象となる 取り組みの例

① 広告宣伝

- ・新たな顧客層の取り込みを狙い、チラシを作成・配布
- ・店舗の認知度向上を目的とした看板の設置

② 集客力を高めるための店舗改装

- ・幅広い年代層の集客を図るための店舗のユニバーサルデザイン化

③ 商談会・展示会への出展

- ・新たな販路を求め、国内外の展示会へ出展

④ 新たな商品・サービス提供のための製造機器の導入・試作開発の実施

- ・3Dプリンターを導入し、新商品の開発
- ・原材料を購入して新製品・商品の試作開発

⑤ ITを活用した広報や業務効率化

- ・ホームページの開設やネット販売システムの構築、管理システムの導入

申請受付期間：2019年 **4月25日(木)**～2019年 **6月12日(水)**

計画の作成や販路開拓の実施の際、**商工会議所の指導・助言**を受けられます

申請にあたっては、作成された「経営計画書」(様式2)・「補助事業計画書」(様式3)の写しを最寄りの商工会議所に提出のうえ、「事業支援計画書」(様式4)の作成・交付を依頼してください。(商工会議所が作成する「事業支援計画書」も申請に必要な書類です)

※締切間際の場合には対応できないこともあり得ますので、作成依頼はお早目をお願いいたします。

5月中旬までには初回のご相談をお済ませください。(「事業支援計画書」の作成交付依頼は6月5日まで)

※詳細は特設ウェブサイトに掲載する公募要領等をご確認ください。

URL：<https://h30.jizokukahojokin.info/>



お問い合わせ先

豊中商工会議所

豊中市岡町北 1-1-2 (阪急宝塚線岡町駅前)

TEL：06-6845-8004 [9:00～12:00、13:00～17:30 (土日祝日除く)]

日本商工会議所 小規模事業者持続化補助金 事務局 (申請書類の提出先)

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷 3-11-8

TEL：03-6447-2106 [9:30～12:00、13:00～17:30 (土日祝日除く)]

● 補助対象者

小規模事業者

[商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）第2条を準用]

商業・サービス業（宿泊業・娯楽業以外）	常時使用する従業員の数 5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数 20人以下
製造業その他	常時使用する従業員の数 20人以下

※「常時雇用する従業員」については公募要領のP.48をご参照下さい。

● 対象となる事業

経営計画に基づき、商工会議所の支援を受けながら実施する販路開拓等のための事業

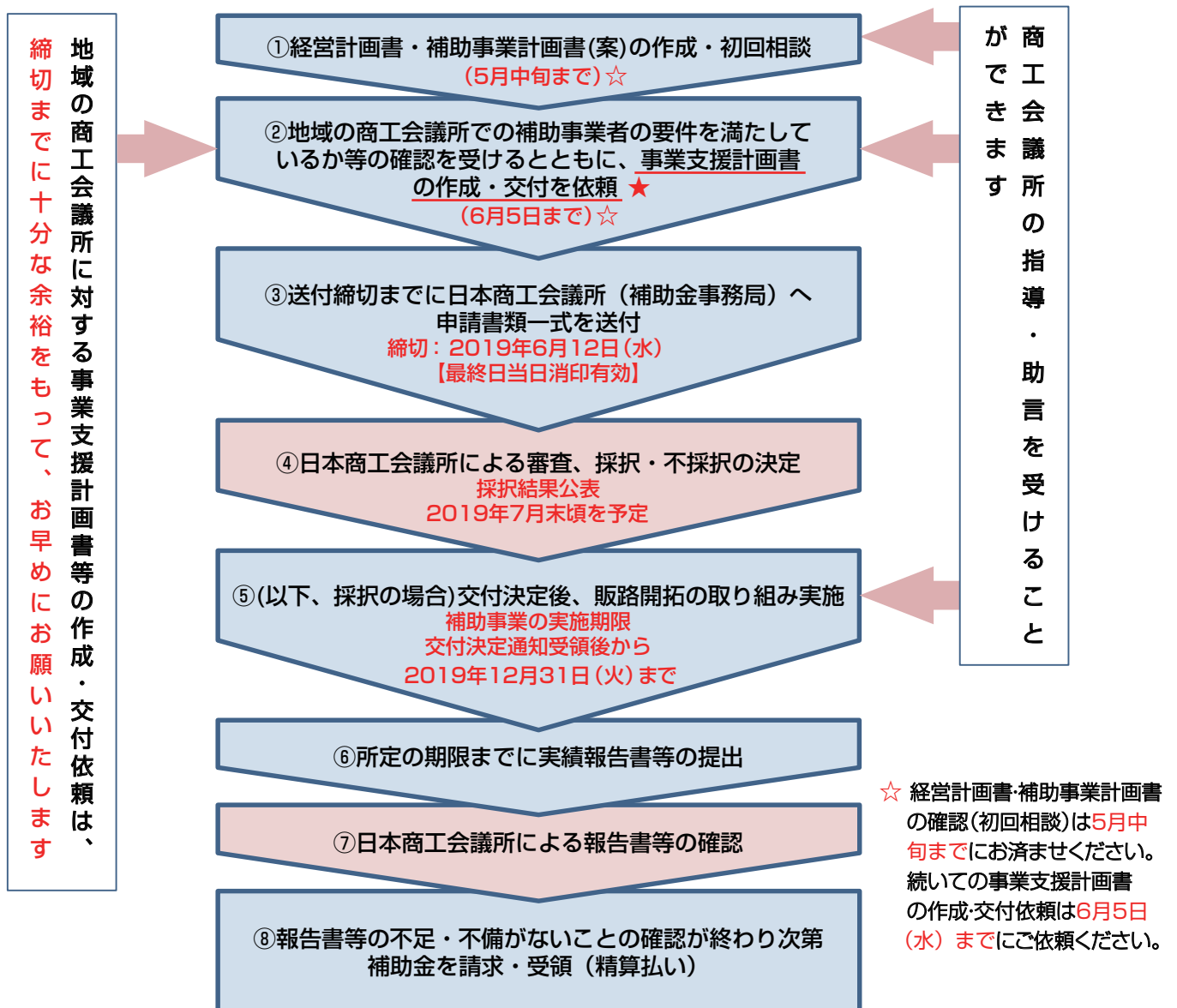
● 補助対象経費

機械装置等費、広報費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入費、雑役務費、借料、専門家謝金、専門家旅費、車両購入費（買い物弱者対策事業の場合に限ります）、設備処分費（補助対象経費総額の1/2が上限）、委託費、外注費

● 補助率・補助額

- ・ 補助率 補助対象経費の2/3以内
- ・ 補助額 上限50万円（①市区町村による創業支援等事業の支援を受けた事業者、②買い物弱者対策の取組は上限100万円）
*同一または異なる商工会議所の管轄地域で事業を営んでいる複数の事業者が連携する場合には、上限は100万円～500万円です。

● 申請から補助金受領までの手続の流れ



★ 本事業の趣旨から、社外の代理人のみでの、地域の商工会議所への相談や「事業支援計画書」の交付依頼等を行うことはご遠慮ください。
※ 「買い物弱者対策の取組」を申請しようとする場合は、取組を行う地域の市区役所・町村役場が発行する「推薦書」が必要となります。
※ 創業支援等事業の支援を受けた事業者として補助限度額の引き上げを希望する事業者は、セミナー等実施元の市区町村が交付する「確認書」が必要です。
※ 事業承継加点の付与を希望する場合は、事業承継診断票（地域の商工会議所が作成・交付）も必要です。
※ 商工会エリアが所在地の小規模事業者の方は、当所での取扱いが出来ません。地元商工会にお問合せ下さい。